

教育庁

○市町教育委員会および県立学校に対し、学校の臨時休業要請に関する対応方針を通知(2/28)

○県立学校および小・中学校における休業状況

県立学校 3月2日 ~ 春休みまで休業  
卒業式は出席者の制限や時間短縮等を行い実施

小中学校 3月2日 ~ 春休みまで休業 敦賀市ほか11市町  
3月2日午後 ~ 春休みまで休業 福井市、永平寺町、高浜町  
3月3日 ~ 春休みまで休業 美浜町、若狭町  
卒業式は出席者の制限や時間短縮等を行い実施

○国への緊急要望(3/6)

児童・生徒および保護者の負担軽減や、感染拡大防止のために必要な事項について、文部科学省事務次官に対し緊急要望

<要望項目>

- ・学校の臨時休業により長期間家の中で過ごすことに伴うストレスなどに対応するため、スクールカウンセラー等の専門家の配置に必要な財政措置を行うこと
- ・学校給食の休止に伴い地方自治体や学校給食調理員および関連事業者等に生ずる損失について十分な補償を行うこと

等

教育庁

3月12日現在

○臨時休業中の学校等の児童生徒受入状況

小学校および児童クラブにおける受入数

全児童数	2日 (月)	3日 (火)	4日 (水)	5日 (木)	6日 (金)	9日 (月)	10日 (火)	11日 (水)	12日 (木)
41,005	1,886	3,696	3,708	3,716	3,742	3,716	3,829	3,749	3,694

特別支援学校および福祉サービス事業所における受入数

通学児童 生徒数	2日 (月)	3日 (火)	4日 (水)	5日 (木)	6日 (金)	9日 (月)	10日 (火)	11日 (水)	12日 (木)
878	382	383	385	389	384	384	383	381	388

## 教育庁

○3月9日付文部科学省より事務連絡(各県立学校および市町教育委員会に周知済み)

### <児童生徒の外出>

臨時休業中は人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすこととしているが、

「屋外で適度な運動をしたり散歩したりすること等について妨げるものではなく、感染リスクを極力減らしながら適切な行動をとっていただくことが重要」

「児童生徒の健康保持の観点から安全な環境の下に行われる日常的な運動(ジョギング、散歩、縄跳びなど)を本人及び家庭の判断において行うことまで一律に否定するものではない」

「ただし、一度に大人数が集まって人が密集する運動をしないなど、感染拡大を防止する観点から配慮が必要」

## 教育庁

### <登校日の実施>

「臨時休業中の登校日の実施については、各学校の設置者において判断することを妨げるものではない」

「実施する場合には、例えば、事前に地域の感染拡大状況等について保健所等と相談の上、学校においては、児童生徒を分散させて登校させ、校庭や体育館等を利用することで人が密集しない環境を確保する等、感染拡大防止のための防護措置等を講じること」

⇒これを受け、県および県PTA連合会のホームページにおいて保護者向けに周知

新型コロナウイルス感染症に対する県内企業の声と対策

業種	企業の声	対策
製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売上を中国に依存。商談や機器の納入が全くなかったため、資金繰りが大変厳しい(機械製造業)</li> <li>・中国の工場が稼働せず、材料調達が遅延(繊維製造業)</li> <li>・中国からの材料調達が滞る可能性あり。他国から材料を仕入れるための現地調査等の支援がほしい(機械製造業)</li> <li>・中国産の「漆」は産地全体の9割。事態の長期化による漆の価格高騰が想定される(越前漆器)</li> <li>・技能実習生が来日出来ず、企業の業務に影響(織物製造業)</li> </ul>	<p>[県]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営相談など企業への専門家派遣</li> <li>・中国に替わる新たな調達先開拓</li> <li>・中国以外の地域への海外展開</li> <li>・輸入原材料価格高騰に伴う調達経費支援</li> </ul> <p>[国]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症特別貸付制度創設 (中小・小規模事業者等：実質無利子・無担保)</li> <li>・保護者の休暇取得を支援する助成金制度創設 (企業等：8,330円/日、個人等：4,100円/日)</li> </ul>
小売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府の休校要請から、客数が目に見て減少。3月のイベント・特招会は中止(小売業)</li> <li>・2月の売上は、対前年比約91%(小売業)</li> </ul>	<p>[県]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家派遣(再掲)</li> </ul>
観光業 サービス業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内旅行は、春の予約の出足が鈍い。インバウンドの予約は、3月は例年の6割程度、4月は3割程度(宿泊業)</li> <li>・中国に限らず、海外へのツアーのキャンセルが相次ぐ(旅行業)</li> <li>・会合等の自粛が見られ、売上が減少(飲食業・宿泊業)</li> </ul>	<p>[県]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家派遣(再掲)</li> <li>・観光誘客プロモーション等の実施(緊急後)</li> </ul>
中国進出 企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業業務ができる状況にない(機械製造業)</li> <li>・現地小売店の一部が営業出来ず、売上減少(眼鏡製造業)</li> <li>・展示会等の中止・延期が相次ぎ、販路開拓の機会が損失</li> </ul>	<p>[県]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット販売への参入支援</li> </ul>

# 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 一 第2弾 - (ポイント)

国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）。

今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。

## (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

- ◆ **感染拡大防止策**
  - ・ クラスタ対策の専門家や地方公共団体へ派遣
  - ・ 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助
  - ◆ 需給面からの総合的なマスク対策
    - ・ ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止
    - ・ 布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
    - ・ 医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布
    - ・ マスクメーカーに対する更なる増産支援
  - ◆ PCR検査体制の強化
    - ・ PCR検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)
    - ・ PCR検査を保険適用（公費補助により引き続き自己負担なし）
  - ◆ 医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速
    - ・ 緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
    - ・ AMED等の活用による治療薬等の開発加速
  - ◆ 症状がある方への対応
    - ・ 傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底
  - ◆ 情報発信の充実
    - ・ 政府広報等の活用等による、わかりやすい積極的な広報（典型的な臨床情報等）
    - ・ 在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

## (2) 学校の臨時休業に伴って生じる懸念への対応

- ◆ 保護者の休限取得支援等
  - ・ 正規・非正規を問わない新たな助成金制度の創設（10/10、日額上限8,330円）
  - ・ 委託を受けて個人で仕事をする方も支援（一定の要件を満たす方、日額4,100円）
- ◆ 個人向け緊急小口資金等の特例
  - ・ 緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口10万円→20万円、無利子、償還免除等)
- ◆ 放課後児童クラブ等の体制強化等
  - ・ 午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国費(10/10)支援
  - ・ ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費(10/10)支援
  - ・ 企業主導型バディンガー利用者支援事業の3月の割引券上限引上げ(月24枚→120枚)
- ◆ 学校給食休止への対応
  - ・ 臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援
  - ・ 給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援
- ◆ テレワーク等の推進

## (3) 事業活動の縮小や雇用への対応

- ◆ **雇用調整助成金の特例措置の拡大**
  - ・ 特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化（一斉休業等）、1月週及適用
  - ・ 特別な地域における助成率の上乗せ（中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3）等
- ◆ **強力な資金繰り対策** ※緊急対応策関連の金融措置：総額1.6兆円規模
  - ・ 「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設（5,000億円規模）し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援
  - ・ 信用保証協会によるセーフティ4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
  - ・ 日本政策投資銀行 (DBJ) 及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サブプライチエーン再編支援（2,040億円）
  - ・ 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請
- ◆ **サブプライチエーン毀損への対応**
  - ・ 国際協力銀行(JBIC)の「成長投資アシライ」等の活用(最大5,000億円規模)
  - ・ DBJによる国内サブプライチエーン再編支援(再掲)
- ◆ **観光業への対応**
  - ・ 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の誘客先の多角化等支援
  - ・ 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討
- ◆ **生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化**

## (4) 事象の変化に即応した緊急措置等

- ◆ **新たな法整備** (令和2年3月10日閣議決定)
  - ・ 新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用
- ◆ **水際対策における迅速かつ機動的な対応**
  - ・ 上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応
- ◆ **行政手続、公共関連等に係る臨時措置等**
  - ・ 特定申告期限の延長（令和2年4月16日まで）、運転免許の更新の臨時措置等
  - ・ 公共工事等の柔軟対応（工期の延長等）や繰越の弾力的対応
- ◆ **国際連携の強化**
  - ・ WHO等による緊急支援への貢献
- ◆ **地方公共団体における取組への財政支援**